

7 一般財団法人 茨城県民生委員児童委員互助事業運営要領

第1 目 的

この事業は、茨城県民生委員児童委員に互助給付を行うことにより、民生委員児童委員の資質の向上と、活動の振興に資することを目的とする。

第2 事業の実施

この事業は、一般財団法人茨城県民生委員児童委員協議会（以下「県民児協」という。）が実施主体となり、県民児協内に設置する茨城県民生委員児童委員互助事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）が運営にあたるものとする。

運営委員会の組織及び職務内容等は次のとおりとする。

1 運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者のなかから、会長がそれぞれ若干名を委嘱する。

- (1) 県民児協の役員
- (2) 県民児協会長が適当と認める者

2 委員の任期は3年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員会は、委員の互選により、委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は、運営委員会を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

4 運営委員会の職務

運営委員会は、次の事項を処理するものとする。

- (1) 互助事業の企画及び運営に関する事
- (2) 互助事業の給付の審査に関する事
- (3) その他この事業の給付の実施に必要な事項

5 運営委員会は、委員長が必要と認めるとき随時招集する。

第3 会員及び運営資金

1 会 員

会員は、民生委員児童委員とし、その委嘱を受けた日から会員となる。

2 会 費

- (1) 会員は、年額2,000円の会費を納入するものとする。

(2) 市町村民生委員児童委員協議会会長（以下「市町村民児協会長」という。）は、毎年度市町村ごとの民生委員児童委員の定数に基づいて算出された会費を、6月末日までに県民児協に納入するものとする。

3 運営についての県及び市町村の助成

県民児協は、この事業の運営に必要な経費として、県及び市町村に対し、民生委員児童委員1人あたり年額500円以内の助成を要請するものとする。

第4 互 助 事 業

会員が次の各号の1に該当した場合、当該各号に定めるところにより、弔慰及び退職給付等を行うものとする。

給付の申請は、弔慰及び給付等の事実が発生した日から、1年以内に行わなければならない。

ただし、県民児協会長と運営委員長がやむを得ない事由があると認めたときはこの限りではない。

1 死亡弔慰，傷病，災害見舞

(1) 死亡したとき

ア 本人が死亡したとき

(ア) 公務上死亡したとき（公務死亡） 100,000円以内

(イ) 死亡したとき（一般死亡）

在職期間 15年以上 70,000円

15年未満 50,000円

イ 配偶者が死亡したとき 20,000円

(2) 傷病にかかったとき

ア 公務上傷害をうけたとき（公務傷害） 80,000円以内

イ 公務に起因する疾病にかかったとき（公務疾病） 80,000円以内

ウ 傷病にかかったとき（一般傷病） 10,000円

（ただし、1ヶ月以上の療養者に限る。）

(3) 災害をうけたとき

ア 居 宅 20,000円

（居宅の全焼・半焼・全壊・半壊又は流失「床上浸水及び相当するものを含む。」のとき。）

イ 居宅以外 15,000円

（居宅以外の建造物は、居宅と隣接又は同一敷地内にある納屋，倉庫，

工場，店舗，診療所，事務所，貸しアパート，寺社等の建物で，上記ア居宅の場合と同じ災害を受けたとき)

ウ 居宅及び居宅以外の同時災害 20,000円

(居宅及び居宅以外とも，上記ア居宅の場合と同じ災害を受けたとき)

2 退職給付

民生委員児童委員が退職した場合は，別に定めるところにより，在職年数に応じ退職給付金を支給する。

3 死亡弔慰，傷害・災害見舞及び退職給付等の申請手続き

市町村民児協会長は，会員又は会員の遺族から死亡弔慰，傷病・災害見舞又は退職給付の申出があったときは，その事実を確認のうえ，給付申請書(様式1)を県民児協会長に提出するものとする。

なお，申請にあたっては，次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 死亡弔慰については，死亡した者とその遺族との身分関係を明らかにすることのできる市町村民児協会長の発行する死亡確認書(様式2)
- (2) 傷病見舞については，市町村民児協会長の発行する療養証明書(様式3)
- (3) 災害見舞については，市町村民児協会長の発行する災害証明書(様式4)
- (4) 退職給付については，市町村民児協会長の発行する退職証明書(様式5)

4 給付金の給付

- (1) 給付金の給付は，運営委員会委員長からの通知にもとづき県民児協会長が行うものとする。
- (2) 県民児協会長は，前号の通知があったときは，速やかに給付金決定・送金通知書(様式6)を市町村民児協会長に送付し，送金するものとする。

付 則

- 1 この要領による民生委員互助事業の実施は，昭和40年3月5日からとする。
- 2 この要領による運営については，第4の2およびその他必要ある場合は県民児協会長が細則を設けることができる。

付 則

- 1 この要領は，昭和49年4月1日から適用実施する。

付 則

- 1 この要領は，昭和50年4月1日から適用実施する。

付 則

- 1 この要領は、昭和53年4月1日から適用実施する。

付 則

- 1 この要領は、昭和54年4月1日から適用実施する。

付 則

- 1 この要領は、昭和57年4月1日から適用実施する。

付 則

- 1 この要領は、昭和58年4月1日から適用する。
- 2 公務の認定は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」（昭和42年10月14日、茨城県条例第38号）の認定による。

付 則

- 1 この要領は、平成2年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要領は、平成12年9月22日から適用する。

付 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要領は、平成23年3月11日から適用する。

付 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から適用する。